

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月6日

下関市役所豊浦総合支所長 異儀田 正康

1 件 名

下関市豊浦コミュニティ情報プラザ外壁塗装修繕

2 業務内容

別紙1「下関市豊浦コミュニティ情報プラザ外壁塗装修繕仕様書」のとおり

3 履行場所

下関市豊浦町大字川棚7112番地4

下関市豊浦コミュニティ情報プラザ

4 履行期限

令和7年3月19日(水)

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から本業務に係る入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があり、かつ、当該名簿の参加希望業種（大分類）に「建物等保守管理」の登録があること。
- (4) 下関市豊浦町内に本社があること。
- (5) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 質問の方法

本業務に係る質問については、質問書をファクシミリ又はメールで送信すること。なお、質問に対する回答については、質問者のみに回答書を送信する。

7 質問書の提出期限

令和7年1月10日(金) 午後5時まで(必着)

8 入札参加資格確認申請の方法

次の(1)及び(2)に掲げる書類を下関市役所豊浦総合支所地域政策課(14参照)に郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるものとする。

また、入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、提出書類は返還しない。

(1) 別紙2「入札参加資格確認申請書」(1部)

(2) 別紙3「同種業務の実績調書」(1部)

※国又は地方公共団体と締結した同種業務の契約がある場合に提出。

9 入札参加資格確認申請書の提出期限

令和7年1月15日(水) 午後5時まで(必着)

10 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、令和7年1月17日(金)までに通知する。また、承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

11 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年1月23日(木) 午前10時から

(2) 入札場所

下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所豊浦総合支所 2階 中会議室

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、別途通知する。

13 その他

(1) 入札参加資格確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日)までに、書面を下関市役所豊浦総合支所地域政策課(14参照)に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。なお、この求めに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

(2) 入札場所への入場は、ひとつの入札参加資格者(個人、法人を問わない。法人の場合は代表者。以下同じ。)につき1名とする。

(3) 入札において従業員等入札参加資格者でない者に入札を委任する場合は、入札に先立って別紙4「委任状」を提出すること。

(4) 入札において使用する入札書については、別紙5「入札書」を使用すること。

- (5) 入札金額については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札に参加する資格のない者のした入札及び関係法令等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が不足する者のした入札は無効とする。
- (8) 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額を判読できない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (9) 入札者の記名押印がない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (10) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者のした入札は無効とする。
- (11) 入札において事故が起きたとき又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は、延期する場合がある。
- (12) 下関市契約規則第9条第1項及び同第10条の規定により定めた予定価格以下の価格の入札がない場合は、2回（初回入札を含め3回）を限度に再度入札を行う。
- (13) 再度入札において無効な入札書により入札した者は、本業務に係る再度入札への参加資格を失う。
- (14) 最後の再度入札においても予定価格以下の価格の入札がない場合は、入札を打ち切り、最後の再度入札において最も低い価格で入札した入札者と協議の上、見積合せによる随意契約に移行する。なお、当該見積合せにおいて使用する見積書については、別紙6「見積書」を使用すること。
- (15) 入札参加資格を有する旨の通知を受けた後で入札を辞退することとなった場合は、入札に先立って別紙7「入札辞退届」を提出すること。
- (16) 本業務に係る入札にあたって得た入札参加資格は、本業務に係る入札の日をもってその効力を失う。
- (17) 落札者が契約の締結までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (18) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

14 問い合わせ先

〒759-6301

下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

TEL : 083-772-4001 / FAX : 083-774-3305